

「Essentials 在宅看護学」

(2007 年 3 月 25 日発行 第 1 版第 1 刷)

追 補

2009 年 2 月 医歯薬出版株式会社

2008（平成 20）年 4 月「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行、「2008（平成 20）年度診療報酬改定」，ならびに「2009（平成 21）年度介護報酬改定」にともない，内容の変更があります．本書をお読みいただく際に以下合わせてご留意ください．

■医療制度改革について

2006（平成 18）年 6 月に成立した，

- ①「健康保険法等の一部を改正する法律」
- ②「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」

を合わせて，医療制度改革関連法とよんでいる．

具体的には，医療保険制度に関連して①に改正が明記されている法律として，健康保険法，国民健康保険法，老人保健法，介護保険法，地方税法，船員保険法，社会保険医療協議会法（国家公務員共済組合その他共済組合各法・健康増進法は，関係法律等の整理として所用の改正を行うことと明記）がある．また，医療提供体制に関連して②に改正が明記されている法律として，医療法，医師法，歯科医師法，保健師助産師看護師法，薬事法，薬剤師法がある．

これにより，「老人保健法」が改組され，2008（平成 20）年 4 月，「高齢者の医療の確保に関する法律」（高齢者医療確保法）に移行された．同時に，75 歳以上の後期高齢者を対象とする，新たな高齢者医療制度「後期高齢者医療制度」が創設されることになった．また，老人診療報酬点数は原則廃止となった．

■訪問看護と法律

1992（平成 4）年の老人保健法一部改正により，老人訪問看護制度が創設され，続いて，1994（平成 6）年の健康保険法等の改正により，老人医療対象外の在宅難病患者，障害者などを対象とする訪問看護制度が創設された．サービスの従事者，

内容、療養費の支給などの制度上のしくみは、老人保健法による制度とほとんど同じ内容が健康保険法でも規定され、訪問看護事業者の指定は各法律に基づき行われていた。

2000（平成 12）年からは、介護保険法の施行により、訪問看護は居宅サービスの 1 つとして位置づけられ、在宅の要介護者などについては介護保険から給付が行われるようになった。その後、2008（平成 20）年に高齢者医療確保法（老人保健法の改正）が施行され、現在は健康保険法、介護保険法、高齢者医療確保法の 3 つの法律を根拠として訪問看護が行われている（表 1）。

表 1 訪問看護ステーションにかかわる法律

	高齢者の医療の確保に関する法律 第78条(2008年4月より)	健康保険法	介護保険法
費用	後期高齢者医療広域連合が被保険者へ訪問看護療養費として支給すべき額を限度として訪問看護ステーションへ支払うことができる	保険者が訪問看護療養費として訪問看護ステーションへ支払うことができる	市町村が訪問看護費として、訪問看護ステーションに支払う
利用料	訪問看護に要した額の定率1または3割 ①訪問にかかる交通費、日常生活に必要な物品、死後の処置は実費負担 ②時間を超える延長や営業時間外は差額を負担	訪問看護に要した額の3割	①利用者負担1割 ②通常の事業実施範囲を超えた場合の交通費
費用内訳	①訪問看護基本療養費(1日につき) (Ⅰ)週3日まで(1日1回につき) 看護師等:5,550円 准看護師:5,050円 *特別地域訪問看護加算:50/100 週4日以降(1日1回につき) 看護師等:6,550円 准看護師:6,050円 *特別地域訪問看護加算:50/100 *難病等複数回加算 1日2回 4,500円 1日3回以上 8,000円 *緊急時訪問看護加算 1日につき2,650円 *長時間訪問看護加算 週1回 5,200円 (Ⅲ)週3日まで(1日1回につき) (在宅患者訪問診療科2に該当する施設に算定) 看護師等:4,300円 准看護師:3,800円 週4日以降(1日1回につき) 看護師等:5,300円 准看護師:4,800円 (Ⅱ)(1日1回につき) 精神障害者社会復帰施設等の入所者に精神訪問看護経験者が訪問 相当の経験を有する保健師、看護師、作業療法士:1,600円(精神科を標榜する保険医療機関の精神科医の指示に限る)		①介護予防訪問看護費・訪問看護費 イ 指定訪問看護ステーションの場合 20分未満 285単位 30分未満 425単位 30分以上60分未満 830単位 60分以上90分未満 1,198単位 ロ 病院または診療所の場合 20分未満 230単位 30分未満 343単位 30分以上60分未満 550単位 60分以上90分未満 845単位 ハ サービス提供体制強化加算 6単位/回 ②深夜等の加算 夜間(18:00~22:00) 25% 深夜(22:00~6:00) 50% 早朝(6:00~8:00) 25% 複数名訪問加算 30分未満 254単位/回 30分以上 402単位/回 ③特別地域加算 離島・過疎地の加算 15% 中山間地域等への加算 (小規模事業所への加算) 10% (サービス提供加算) 5% ④緊急時訪問看護加算 指定訪問看護ステーションの場合 540単位/月 病院または診療所の場合 290単位/月 ⑤特別管理加算 250単位 長時間訪問看護加算(特別管理加算の対象者に1時間30分以上の訪問看護を行う場合) 300単位/回 ⑥ターミナルケア加算 2,000単位/月
	②訪問看護管理療養費 月の初回の訪問 7,050円 2日目以降12日目まで 2,900円×訪問日数 *退院時共同指導加算 6,000円 *24時間連絡体制加算 2,500円 *24時間対応体制加算 5,400円 *重症者管理加算 2,500円/5,000円(重症度等の高いもの) *退院支援指導加算 6,000円 *在宅患者指導加算 3,000円 *重症者管理加算 2,500円/5,000円(重症度等の高いもの) *在宅患者緊急時等カンファレンス加算 2,000円 ③訪問看護情報提供療養費 1,500円 ④訪問看護ターミナルケア療養費 20,000円		

*介護報酬は2009年4月からの改定予定のもの（2009年 1月現在）

■医療保険による訪問看護制度

2008 年の高齢者医療確保法の施行にともない、訪問看護事業者の指定は健康保険法の規定するものに一本化された。訪問看護制度の法的な規程は、健康保険法第 88 ～ 90 条にある、①訪問看護療養費の支給、②指定訪問看護事業の指定、③指定訪問看護事業者の責務の 3 点に要約される。

①療養費の支給：保険者が被保険者に支払う仕組みになっているが、直接訪問看護ステーションに支払うこともできる。療養費は、2 年に 1 回、料金や項目の改訂が行われることになっている。

②事業者の指定：指定を受けられる事業者、事業の人員および運営に関する基準、指定の変更・取り消しなどが規定されている。訪問看護事業は法律が認める 1 つの独立した機関として運営し、公共的な性格の医療費を支給するためには事業内容を担保する必要があるため、規程に関する通知は非常に多く、何本もの通知が出されている。

③事業者の責務：指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従い、訪問看護を受ける者の心身の状況等に応じて自ら適切な指定訪問看護を提供するものとする。また、健康保険法以外の医療保険各法による被保険者及び被扶養者の指定訪問看護ならびに高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けることができる者の指定訪問看護を提供するものとされている。

■訪問看護にかかわる報酬の改定

①医療保険による訪問看護

2008(平成 20)年 4 月の改定では、在宅医療における訪問看護の重要性にかんがみ、訪問看護にかかわる診療報酬が引き上げられた(表 2、表 3)。それぞれに、在宅患者連携加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、長時間訪問看護・指導加算、居住系施設入居者等訪問看護・指導料が新設され、ターミナルケア加算の訪問要件が撤廃された。また、療養費に関しては、24 時間訪問対応が可能な体制を整えていることも評価されることになった。

②介護保険による訪問看護

2009(平成 21)年 1 月に介護報酬の改定が行われ、サービス提供体制強化加算、複数名による訪問看護の評価、山中間地域等への加算、長時間訪問看護加算、ターミナルケア加算の引き上げと訪問要件の撤廃、などが実現した(前掲、表 1)。

表 2 訪問看護にかかわる報酬（医療保険）
病院・診療所からの訪問看護

● 在宅患者訪問看護・指導料 1. 保健師、助産師、看護師による場合 イ 週 3 日目まで 555 点 ロ 週 4 日目以降 655 点 2. 准看護師による場合 イ 週 3 日目まで 505 点 ロ 週 4 日目まで 605 点 + ○ 緊急時訪問看護加算 265 点 ○ 在宅患者連携指導加算 300 点（月 1 回） ○ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 200 点（月 2 回） ○ 長時間訪問看護・指導加算 520 点（週 1 回） ○ 難病等複数回訪問看護加算 2 回 450 点 3 回以上 800 点 ● 居住系施設入居者等訪問看護・指導料（1 日につき） 1. 保健師、助産師、看護師による場合 イ 週 3 日目まで 430 点 ロ 週 4 日目以降 530 点	2. 准看護師による場合 イ 週 3 日目まで 380 点 ロ 週 4 日目以降 480 点 ● 在宅移行管理加算（医療機器使用者：退院後 1 カ月） ・在宅悪性腫瘍患者指導管理 500 点 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態 ・その他 250 点 ● ターミナルケア加算 2,000 点 ※死亡前 2 週間以内に死亡日を除いて複数回の訪問看護 ● 精神科訪問看護・指導料Ⅰ（准看護師を除く） 575 点 ○ 複数の保健師、看護師等を訪問させて、看護上または療養上必要な指導を行った場合の加算 450 点 ※ 退院後 3 カ月以内の患者に対して行う場合は、週 5 回まで算定できる ● 精神科訪問看護・指導料Ⅱ（准看護師を除く） 160 点
--	--

（2008 年 4 月現在）

表 3 訪問看護にかかわる報酬（医療保険）
訪問看護ステーションからの訪問看護

●訪問看護基本療養費（1 日につき） （Ⅰ）週 3 日まで（1 日 1 回につき） 看護師等：5,550 円 准看護師：5,050 円 特別地域訪問看護加算：50/100 週 4 日以降（1 日 1 回につき） 看護師等：6,550 円 准看護師：6,050 円 特別地域訪問看護加算：50/100 * 難病等複数回加算 1 日 2 回 4,500 円 1 日 3 回以上 8,000 円 * 緊急時訪問看護加算 1 日につき 2,650 円 * 長時間訪問看護加算 週 1 回 5,200 円 （Ⅲ）週 3 日まで（1 日 1 回につき） （在宅患者訪問診療科 2 に該当する施設に算定） 看護師等：4,300 円 准看護師：3,800 円 週 4 日以降（1 日 1 回につき） 看護師等：5,300 円 准看護師：4,800 円	（Ⅱ）（1 日 1 回につき） 精神障害者社会復帰施設等の入所者に精神訪問看護経験者が訪問 相当の経験を有する保健師、看護師、作業療法士：1,600 円（精神科を標榜する保険医療機関の精神科医の指示に限る） ●訪問看護管理療養費 月の初回の訪問 7,050 円 2 日目以降 12 日目まで 2,900 円×訪問日数 * 退院時共同指導加算 6,000 円 * 24 時間連絡体制加算 2,500 円 * 24 時間対応体制加算 5,400 円 * 重症者管理加算 2,500 円／5,000 円（重症度等の高いもの） * 退院支援指導加算 6,000 円 * 在宅患者連携指導加算 3,000 円 * 重症者管理加算 2,500 円／5,000 円（重症度等の高いもの） * 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 2,000 円 ●訪問看護情報提供療養費 1,500 円 ●訪問看護ターミナルケア療養費 20,000 円
--	--

（2008 年 4 月現在）